

中国の指導性案例の効果および適用

2017年、中国最高人民法院（以下「SPC」と称する）が示した特許関連の「指導性案例」（指導的判例）3件が Osha Liang のニューズレターに掲載された。すなわち、指導性案例第 83 号¹、指導性案例第 84 号²、指導性案例第 85 号³である。本論においては、中国の法制度の内部における指導性案例の性格および効果について更に詳しく論じるとともに、知的財産関連の指導性案例が中国の法律実務に導入される経緯を説明することにする。

SPC は、特定の法律問題に対する司法解釈を提供するだけでなく、中国の裁判所による判決や法執行に決定的な役割を果たす指導性案例を指定・公表している。具体的に言えば、これらの指導性案例は、SPC もしくはあらゆる階層の地方裁判所が審理した判例の中から選ばれる。指導性案例を指定するにあたり、SPC は通常、（当該判例と同様の争点について争われる訴訟が将来も発生する可能性がある等の理由で）特別な重要性を持つと思われる判例を選別する。「最高人民法院關於案例指導工作的規定」（最高人民法院の案例指導に関する業務規定）の第 2 条に従って厳密に言えば、指導性案例とは、既に判決の効力が発生した判例であって以下の 1 項目以上の基準を満たすものをいう。

- (1) 判例をめぐる事実関係について幅広い社会的関心が寄せられている。
- (2) 判例に関連する法規が根本的な法原則に関わっている。
- (3) 典型的な事案である。
- (4) 判断の難しい事案、複雑な事案、または過去に類例のない事案である。
- (5) 指針として実効性のある事案である。

2011年12月から2018年7月までの期間に、SPC は 18 回にわたって指導性案例（合計 96 件）を発表している。96 件の指導性案例のうち、知的財産権（以下「IP」と称する）に関係するものは 20 件で、そのうち 10 件は 2017 年に第 16 回目の指導性案例として発表されたものである。このよ

¹ <https://oshaliang.com/newsletter/chinas-supreme-court-published-new-guiding-cases-in-ip-part-i-liability-of-e-commerce-platform-in-patent-infringement/>

² <https://oshaliang.com/newsletter/chinas-guiding-cases-in-ip-law-part-ii-infringement-of-patent-for-pharmaceutical-preparation-process/>

³ <https://oshaliang.com/newsletter/chinas-guiding-cases-in-ip-law-part-iii-infringement-of-design-patents/>

うな IP 関連判例の増加は、近年になって IP 訴訟がいつそう重視されてきたことを示している。IP 分野における複雑な訴訟の件数が増大したため、SPC が新たな状況や新たな争点を分析することが重要になってきたのである。同様に、中国全土のすべての階層の裁判所で実施される事実審理において規範となるべき指導性案例を SPC が適時的に公表することも大いに重要である。訴訟を審理する裁判所が新たな状況や争点に迅速に対応するための法律や司法解釈が整備されていない場合には、上記の適時的な公表が特に重要になる。

指導性案例に加えて、SPC は以下のような IP 訴訟に関する案例指導制度を実施している： IP 訴訟の年間優秀判例トップ 10 の発表；年間 50 件の典型的 IP 判例の発表；SPC が毎年発行する IP 訴訟に関する年次報告書。SPC が発行する IP 訴訟の年次報告書は、毎年刊行される「最高人民法院知的財産権案例指導」（以下「案例指導」と称する）に含まれている。具体的に言えば、「案例指導」はその年度に SPC が審理した IP 訴訟の全体的な特徴と傾向をまとめたものである。また、関連の事案をめぐる典型的な法律問題を体系的に要約するとともに、終局的判決の全文が掲げられている。従って「案例指導」は、あらゆる階層の裁判所に対して、SPC が毎年発表する IP 関連の指導性案例と同様の指導的効果を有することになる。

中国における指導性案例とコモンロー制度（米国の法制度など）はいずれも基本的な論理および法原則を下級審に提供するものであるが、両者のアプローチの性格と効果は大いに異なっている。コモンロー制度においては、判例法は法の一部となるため、裁判所は判例法によって拘束される。これに対し中国は大陸法系の国家であるため、中国の裁判所による判決は国内法、行政規則または司法解釈に基づくものでなければならない。それゆえ、指導性案例は単なる助言的な意見に過ぎず、コモンロー制度における判例法のような拘束力を持つことはない。

ただし、「最高人民法院關於案例指導工作的規定」の第 7 条は、SPC が発表した「指導性案例」に類似した事案を下級審が審理する場合、すべての階層の裁判所は「指導性案例」を参照しなければならないと規定している。また、前記規定の実施細則（「案例指導工作的規定實施細則」）の規則 10 は以下のように規定している。

指導性案例に類似する事案を裁判所が審理し、判決の中で当該指導性案例に言及する場合、裁判所は当該指導性案例を判決理由として援用することはできるが、判決の根拠として援用することはできない。それゆえ、中国においては裁判所はまず制定法を適用し、次に行政規則を適用し、最後に司法解釈を適用すべきである。

以上により、SPC が発表した指導性事例は、制定法や司法解釈を補完するものと見なすことができる。制定法、行政規則もしくは司法解釈によって定められていない事項がある場合、裁判所は一般に、自らが審理する事案を判断するにあたって当該事案に類似した指導性事例の判決を参照するだろうし、訴訟弁護士は当該事案に関する指導性事例を参照のため裁判所に提出することになるだろう。端的に言えば、指導性事例とは（過去に例のない争点が絡んだ複雑きわまる IP 訴訟においては特に）重要かつ適時的な指針を裁判所や法律実務者に与えるものである。